

令和4年度 メディア等を活用した関西圏観光プロモーション業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

宮崎県では、心も体も癒やされる旅「デトックストリップ宮崎」をテーマに国内誘客対策を推進しているところであり、新型コロナウイルス感染症の影響により国民の生活様式や価値観等が大きく変化する中、「心と体の癒やし」は、今後の本県観光の強みとなることが期待される。

そこで主に宮崎県が展開する「デトックストリップ宮崎」に係る観光誘客キャンペーン等の観光情報等について、関西圏のメディア等の制作担当者に対して、直接アプローチすることによりメディア等の露出を図り、旅行先としての本県の認知度を向上させることで観光誘客に繋げる。

2 企画提案及び契約の手順

企画提案競技参加資格を有する事業者から公募により本業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容と認められた者と随意契約を締結する。

3 委託業務の概要

- (1) 業務名 令和4年度メディア等を活用した関西圏観光プロモーション業務委託
- (2) 業務内容 令和4年度メディア等を活用した関西圏観光プロモーション業務委託仕様書のとおり

4 参加資格

以下の全てを満たす者

- (1) 法人格を有すること。
- (2) この委託業務と同種、同規模以上の業務の実績を有する者。
- (3) 宮崎県又は大阪市に本社又は営業所を置く者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 企画書等の提出の日から受託候補者を選定するまでの間に、国、県、市町村等からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (8) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (9) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (10) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について、特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (11) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (12) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

5 委託費用（委託上限額）

10,010,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

※ 履行までに要する全ての経費を含む。

※ 委託料の支払いは、委託業務完了後とする。

6 委託期間

契約締結日から令和5年1月31日（火）まで

7 日 程

(1) 公告	令和4年6月 7日（火）
(2) 参加申込期限	令和4年6月21日（火）午後5時
(3) 質問書受付期限	令和4年6月21日（火）午後5時
(4) 企画提案書提出期限	令和4年6月27日（月）午後5時
(5) 一次審査結果通知	令和4年6月30日（木）までに
(6) ヒアリング	令和4年7月 4日（月）
(7) 二次審査結果通知	令和4年7月 6日（水）までに
(8) 委託契約締結	令和4年7月12日（火）までに

8 事務を担当する部局

〒530-0001 大阪市北区梅田1-3-1-900 大阪駅前第1ビル9階

宮崎県 総合政策部 大阪事務所 企画広報担当

電 話 06-6345-7631 FAX 06-6345-7633

E-mail myz-osaka@pref.miyazaki.lg.jp

9 企画提案競技への参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、様式第1号を提出すること。

(1) 提出場所 本要領8（事務を担当する部局）の場所

(2) 提出期限 令和4年6月21日（火）午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお送付の場合は令和4年6月21日（火）午後5時必着とする。）

10 質問及び回答

(1) 提出方法 電子メール、FAX、持参又は郵便とする。ただし、持参または書留郵便以外の場合は、電話にて県に到着の確認をすること。また、質問には様式第2号を用いること。

(2) 提出場所 本要領8（事務を担当する部局）の場所

(3) 提出期限 令和4年6月21日（火）午後5時

(4) 回答方法 質問者に対して質問受付日より原則3日以内に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、企画提案競技参加者全員に回答する。

11 企画書等提出

(1) 提出書類 下記①から⑦を1セットとし、これを企画書と呼ぶ。

① 企画提案競技申込書（様式第3号）

② 会社概要

- ③ 企画提案書
- ④ 見積書及び見積もり明細書
 - ア 委託業務の積算内容が分かるように記載すること。
 - イ 宛名は「宮崎県大阪事務所 川端 輝治」とする。
- ⑤ 業務実績（既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績）※宮崎県競争入札参加資格者名簿登録の無い場合
- ⑥ 誓約書（様式第4号）
- ⑦ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第5号）
※宮崎県内に居住している者を雇用している場合に限り提出すること。

（2）企画書の提出方法

- ① 提出場所 本要領8（事務を担当する部局）の場所
- ② 提出期限 令和4年6月27日（月）午後5時
- ③ 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお送付の場合であっても、令和4年6月27日（月）午後5時必着とする。）

（3）作成にあたっての留意点

- ① 応募する企画書は1案に限る。
- ② 企画書の提出部数は1部とし、企画提案書のみ8部を提出すること。
- ③ 提出後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。
- ④ 企画提案書は次のとおりとする。
 - ・原則としてA4版で作成すること。
 - ・企画のコンセプト及び重視するポイントを記載すること。
 - ・必要に応じて企画のイメージや概要を図示すること。
 - ・その他契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、他に効果的な追加提案があれば記載すること。
 - ・実施スケジュール及び実施体制を記載すること。
 - ・本業務を実施するに当たり、県職員に求める作業及び資料等があれば記載すること。

12 審査

書類審査による企画提案競技方式とし、提出された企画提案について、次のとおり審査を行い、最も優れた提案者を選定する。

（1）審査委員会

企画提案の審査は、審査委員会において審査する。

（2）審査手順

提出された企画提案書及び見積書等の書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、最も優れた提案を選定する。なお、新型コロナウイルスの影響によりオンラインでのプレゼンテーションとすることもある。

①一次審査（書面審査）

参加者が6者以上の場合には、書面による審査を行い、上位5者を選定する。上位5者を選定された参加者に対しては、二次審査の実施日時等を通知する。なお、この点数は二次審査には持ち越さない。

②二次審査（ヒアリング審査）

①で選定された参加者を対象に提案内容や経費等についてヒアリングによる審査を行い、最も

優れた提案者を選定する。なお、会場での参加者以外にオンラインによる参加も認める。

日 時：令和4年7月 4日（月）予定

場 所：宮崎県大阪事務所予定

- ・審査時間は30分とし、各提案者のプレゼンテーション20分、質疑応答10分とする。
- ・原則としてプレゼンテーションの順番は企画書の受付順とし、開始時間を事前に通知する。
- ・県ではプロジェクター及びスクリーンを各1台準備する。各提案者は必要に応じてパソコンや追加のプロジェクター、スクリーン、インターネット回線等を準備すること。

(3) 審査基準

別紙「審査基準書」のとおり

(4) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず全員に通知する。

(5) 契約の締結等（契約締結候補者との協議）

審査結果をもとに最も優れた提案を行った提案者との間で、本委託業務の実施に関して必要な協議を行う（その際企画提案書の内容は、協議の上変更する場合がある。）ものとする。なお、候補者との間で協議が合意に至らない場合は、次の審査結果上位者と協議を行う。

契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

13 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技及び本業務委託を通じて、法令を遵守すること。
- (2) 企画提案に要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。
- (5) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ①参加申込書等の提出以降契約締結までに、本要領中「4 参加資格」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合
 - ②提出期限内に企画提案書の提出がなされなかった場合
 - ③提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ④審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (7) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。なお、企画提案書の記載に際し、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (8) 契約手続きに要する費用は受託者負担とする。
- (9) 決定した業者の提出した企画書の内容は、協議の上変更することがある。

令和 年 月 日

企画提案競技参加申込書

宮崎県大阪事務所 川端 輝治 殿

応募者 所 在 地
称号又は名称
代表者職氏名

㊟

「令和4年度メディア等を活用した関西圏観光プロモーション業務委託企画提案競技」について、参加したいので、下記のとおり申込みます。

また、実施要領に規定する参加資格要件全てに該当することを誓約します。

記

- 1 会社名
- 2 所在地
- 3 代表連絡先
 - ・電話番号
 - ・FAX番号
- 4 担当者
 - ・部署名
 - ・職・氏名
 - ・電話番号
 - ・FAX番号
 - ・メールアドレス

様式第2号

宮崎県大阪事務所 企画広報担当 宛て
myz-osaka@pref.miyazaki.lg.jp

令和4年度メディア等を活用した関西圏観光プロモーション業務委託企画提案競技

質 問 票

質問概要		
内 容		
質 問 者	法人（団体）名	
	担当者名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	メールアドレス	

※質問の内容によっては、参加申込書を提出した全員に対して、質問及び回答を電子メールにて送付します。

令和 年 月 日

企画提案競技申込書

宮崎県大阪事務所 川端 輝治 殿

応募者 所 在 地
称号又は名称
代表者職氏名

㊞

「令和4年度メディア等を活用した関西圏観光プロモーション業務委託企画提案競技」について、
関係書類を添えて申し込みます。

令和年 月 日

宮崎県大阪事務所 川端 輝治 殿

応募者 所在地
称号又は名称
代表者職氏名

⑨

誓 約 書

私は、令和4年度メディア等を活用した関西圏観光プロモーション業務委託企画提案競技への参加申込を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 宮崎県競争入札参加者資格者名簿に登録された、営業種目が「広告・宣伝」の者、または、この委託業務と同種、同規模以上の業務の実績を有する者であること。
- (3) 宮崎県又は大阪市に本社又は営業所を置く者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 企画書等の提出の日から受託候補者を選定するまでの間に、国、県、市町村等からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (8) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (9) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (10) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について、特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (11) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (12) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

令和 年 月 日

宮崎県大阪事務所 川端 輝治 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄 (いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。)

1 領収証書の写し添付

□ 当事業所は、現在 市(町・村)の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

□ 当事業所は、現在 市(町・村)の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

□ 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

□ 当事業所は、令和 年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社(者)あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市(町・村)確認印